

令和 5 年 8 月 22 日～令和 5 年 9 月 1 日
第 2 回大阪府医療審議会働き方改革部会 参考資料 2

医 対 第 1720 号

令和 5 年 8 月 14 日

大阪府医療審議会

会長 高井 康之 様

大阪府知事 吉村 洋文

特定労務管理対象機関の指定について（諮問）

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）第 3 条の規定による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「医療法」という。）第 113 条第 1 項、第 118 条第 1 項及び第 119 条第 1 項の規定に基づく特定労務管理対象機関の指定について、改正法附則第 5 条の規定により、別添のとおり申請がありましたので、医療法第 113 条第 5 項、第 118 条第 2 項及び第 119 条第 2 項の規定により貴審議会の意見を求めます。

（担当）

大阪府健康医療部保健医療室医療対策課
医療人材確保グループ 塚本
TEL：06-6944-8183（直通）
FAX：06-6944-8227